

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主要目次

○ 宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県開発行為等規制細則の一部を改正する規則	七
○ 土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則	七
○ 千葉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	八
○ 千葉県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	八
訓令	八
○ 建設工事等契約事務取扱実施規程の一部を改正する訓令	八

規則

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十九号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和四十三年千葉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第一条中「宅地造成等規制法（）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（）」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改める。

第三条第一項中「第六条第一項（法第十八条第二項）」を「第七条第一項（法第二十四条第二項）」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第四条を次のように改める。

（許可申請書の添付書類）

第四条 省令第七条第一項第十二号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 土地の求積図

二 排水施設に係る流量計算書

三 排水施設の縦断面図及び構造図

四 工事主の預金残高証明書又は融資証明書

五 工事主の所得税に関する納税証明書（工事主が法人である場合にあつては、前年度の財務諸表及び法人税に関する納税証明書）

六 工事主の事業経歴書

七 工事施行者の住民票の写し（工事施行者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

八 工事主が請負契約を締結する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事（同法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）をいう。以下同じ。）を含む場合は、工事施行者が同法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

九 工事施行者の事業経歴書

十 工事をしようとする土地に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書

十一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 省令第七条第二項第十号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 土地の求積図

二 工事主の預金残高証明書又は融資証明書

三 工事主の所得税に関する納税証明書（工事主が法人である場合にあつては、法人税に関する納税証明書）

四 工事主の事業経歴書

五 工事施行者の住民票の写し（工事施行者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

六 工事主が請負契約を締結する建設工事を含む場合は、工事施行者が建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

七 工事施行者の事業経歴書

八 工事をしようとする土地に係る不動産登記法第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書

九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第五条中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「第四条第一項の許可申請書中7の欄」を「第七条第一項の申請書中11の欄（土石の堆積に関する工事について許可を受けようとする者にあつては、同条第二項の申請書中8の欄）」に改める。

第六条第一項中「法第十一条」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項」に、「の正本一部及び副本三部に、省令第四条第一項の表に掲げる図面及び第四条各号に規定する」を「に、省令第七条第一項各号に掲げる」に改め、同条第三

及び第四条各号に規定する」を「に、省令第七条第一項各号に掲げる」に改め、同条第三

項を削り、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事に協議しようとする者は、別記第五号様式の協議申出書に、省令第七条第二項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第一項を次のように改める。

法第十六条第二項の規定による軽微な変更をした場合の届出書の様式は、軽微変更届出書(別記第七号様式)とする。

第八条第二項中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に、「造成主又は同条第二項」を「工事主又は同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第十二条第一項の許可を受けた者(法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものを除く。以下同じ。)は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、工事着手届(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

3 法第十二条第一項の許可を受けた者は、工事の中止、中止した工事の再開又は工事の廃止をしようとするときは、直ちに、工事中止等届(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「第六条」を「第八条」に改め、「擁壁」の下に「又は政令第十四条の規定による崖面崩壊防止施設」を加え、同条第二項中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同項第二号中「第十三条」を「第十六条第一項」に改める。

第十一条中「造成主は、法第八条第一項本文」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事主は、法第十二条第一項本文」に、「宅地が」を「土地が」に、「宅地の」を「宅地又は農地等の」に、「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(定期の報告)

第十一条の二 法第十九条第一項の規定による報告は、定期報告書(別記第十号様式)により行うものとする。

第十二条中「第十四条第五項(法第十七条第三項)」を「第二十条第五項(法第二十三条第三項)」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十三条中「造成主」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事主」に、「第八条第一項本文の工事(法第十二条第一項本文)」を「第十二条第一項本文の工事(法第十六条第一項本文)」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条第一項中「前条第一項の」を「法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する」に、「第十二条」を「第三条の規定により地域振興事務所の長に委任した事務又は同規則第十二条」に改め、同条第二項中「前条第二項の規定により提出する」を「宅地造成等に係る土地の所在地が二以上の市町村の管轄区域にわたる場合においては、前項の規定にかかわらず、法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「市及び土木事務所」を「市町村及び地域振興事務所(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可(同法第三十四条の二第一項の規定により、同法第二十九条第一項又は第二項の許可があつたものとみなされるものを含む。)を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事及び宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十四年千葉県条例第五十号)第七条第一項の確認を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る書類の副本にあつては、土木事務所)」に、「第十二条」を「第三条の規定により地域振興事務所の長に委任した事務又は同規則第十二条」に、「市の」を「市町村の」に改める。

別記第一号様式(表)中「宅地造成等規制法第4条第一項、第5条第一項又は第18条第一項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第一項、第6条第一項又は第24条第一項」に改める。

別記第二号様式中「宅地造成等規制法第5条第一項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法の附則」に改める。

別記第三号様式から第八号様式までを次のように改める。

別記第三号様式及び別記第四号様式 削除

(その二)

土石の堆積に関する工事の協議申出書

土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し上げます。

年 月 日
様

1	工事主住所氏名	
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	現場管理者住所氏名	
5	施工する土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度：度分秒、経度：度分秒)	
6	施工する土地の面積	平方メートル
7	工事の目的	
8	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	番号
		空地の幅
ト	空地の設置	番号
		空地の幅
チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	

リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				
ヌ	工事中の危害防止のための措置				
ル	その他の措置				
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日			
ヅ	工事完了予定年月日	年 月 日			
カ	工程の概要				
9	その他の必要な措置				
※	受付年月日	※	処理年月日	※	協議成立の有無
年	月	日	年	月	日
※	文書番号	第	号		成立 不成立

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 3 欄及び4 欄は未定ときは定まつてから工事着手前に届け出てください。

第六号様式 削除

第七号様式（第八条第一項）

軽微変更届出書

年 月 日

様

工事主住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1	許可番号	年 月 日	第 号
2	施行土地の所在		
3	変更の内容	変更事項	変更前
4	変更理由		
※事務所受付		※主管課受付	
※処理			

（注） ※印のある欄は、記入しないでください。

第八号様式（第八条第二項）

工事着手届

年 月 日

様

工事主住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定により許可を受けた工事について、次のとおり着手しました。

1	許可番号	年 月 日	第 号
2	施行土地の所在		
3	工事着手年月日	年 月 日	
4	工事完了予定年月日	年 月 日	
5	工事施行者住所氏名		
6	現場管理者	氏名	
		連絡先	
※事務所受付		※主管課受付	
※処理			

（注） ※印のある欄は、記入しないでください。

※記載すべき欄は「第八条第一項」や「第八条第三項」に

宅地造成工事（中止・再開・廃止）届

工事中止等届

「宅地

造成等規制法施行細則第8条第1項」や「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項」並びに「次のとおり届け出ます」や「許可を受けた工事について、次のとおり(中止・再開・廃止)をします」並びに「届出」や「中止等」並びに

※市 受 付	※事 務 所 受 付	※主 管 課 受 付

を

※事 務 所 受 付	※主 管 課 受 付

に

る。
別記第十号様式を次のように改める。

第十号様式 (第十一条の二)

(その一)

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1	工事が施行される土地の所在地	
2	工事の許可年月日及び許可番号	
3	前回の報告年月日	
4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	
5	報告の時点における盛土又は切土の面積	
6	報告の時点における盛土又は切土の土量	
7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	

※事務所受付	※主管課受付

※処理	
-----	--

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

(その二)

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1	工事が施行される土地の所在地	
2	工事の許可年月日及び許可番号	
3	前回の報告年月日	
4	報告の時点における土石の堆積の高さ	
5	報告の時点における土石の堆積の面積	
6	報告の時点における堆積量	
7	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	
	※事務所受付	※出管課受付
※処理		

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。

千葉県開発行為等規制細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十号

千葉県開発行為等規制細則の一部を改正する規則

千葉県開発行為等規制細則（昭和四十五年千葉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「場合」の下に「（開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項の許可を要する場合を除く。）」を加える。

第七条第二項中「開発行為又は」を「開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可を要するものを除く。）又は」に改め、「開発行為（」の下に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

附 則

この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十一号

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則（昭和四十九年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

に、「こう配」を「勾配」に改め、同表造成計画断面図の項中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、同表排水施設計画断面図の項中「内のり寸法、こう配」を「内法寸法、勾配」に改め、同表給水施設計画断面図の項中「内のり寸法」を「内法寸法」に改め、「消火栓」を「消火栓」に改め、同表がけの断面図の項中「がけの断面図」を「崖の断面図」に、「がけの高さ、こう配」を「崖の高さ、勾配」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「がけ面」を「崖面」に、「切土を」を「盛土を」に、「二メートルを超えるがけ又は切

土と盛土」を「二メートルを超える崖又は盛土と切土」に、「がけに」を「崖に」に、「おおわれるがけ面」を「覆われる崖面」に改め、同表擁壁の断面図及び構造図の項中「こう配擁壁」を「勾配、擁壁」に改める。

別記第一号様式の備考3中「**岩盤造成等規制法**」を「**宅地造成及び特定盛土等規制法**」に改める。

附則

この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。

千葉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十二号

千葉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県屋外広告物条例施行規則（昭和四十四年千葉県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十三号

千葉県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

千葉県流域下水道事業財務規則（令和二年千葉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項中「電磁的記録を」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を」に、「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第六十四条第二項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

別表第三千葉県流域下水道事業会計勘定科目表負債の部の表中「**市町村税の預かり金**」を「**及び市民税の預かり金**」に、

「預り保証金」	「契約保証金、入札保証金等の預かり金」	を
「預り保証金 その他預り金」	「契約保証金、入札保証金等の預り金 上記以外の預り金」	に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

訓令

建設工事等契約事務取扱実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第七号

本庁
出先機関

建設工事等契約事務取扱実施規程の一部を改正する訓令

建設工事等契約事務取扱実施規程（昭和五十年千葉県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十条第一項」を「第十条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（入札の特例）

第十三条の二 第八条第一項の規定にかかわらず、本庁（県土整備部に属するものに限る。）における一般競争入札のうち、一件の金額が五千万円以上の工事又は製造の請負に係る入札については、主管課長が執行する。この場合における同条第三項、第十一条及び第十三条の規定の適用については、第八条第三項中「主務課長又は主務課長の指名する職員」とあるのは「主管課長が指名する入札事務を所掌しない職員」と、第十一条中「本庁においては契約担当者の指示により主務課長が、出先機関においては「かい長」とあるのは「主管課長」と、第十三条中「主務課長」とあるのは「主務課長又はかい長」とする。

2 第八条第一項の規定にかかわらず、財務規則第一百一十一条の二第一項の規定によりかい長が県土整備部建設・不動産業課長に建設工事の発注の依頼をする場合は、出先機関における入札は県土整備部建設・不動産業課長が執行する。この場合における第八条第三

項、第十一条及び第十三条の規定の適用については、第八条第三項中「主務課長又は主務課長の指名する職員」とあるのは「県土整備部建設・不動産業課長が指名する入札事務を所掌しない職員」と、第十一条中「本庁においては契約担当者の指示により主務課長が、出先機関においてはかい長」とあるのは「県土整備部建設・不動産業課長」と、第十三条中「主務課長」とあるのは「かい長」とする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の建設工事等契約事務取扱実施規程第十三条の二の規定は、令和七年四月一日以降に千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）第百八条第一項の規定による公告（以下「公告」という。）を行う工事又は製造の請負に係る入札について適用し、同日前において行われた公告に係る工事又は製造の請負の入札については、なお従前の例による。

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県